

マレー民族主義と 権威主義に回帰するナジブ政権

中村 正志

の政治は、深いところで重大な変化を迎えつつある。本稿では、二〇一三年五月の総選挙を境にマレー民族主義と権威主義に向かったナジブ政権の政策を概観したあと、発足当初は民族融和と政治改革を目指したナジブ政権が「逆コース」へ舵を切るに至った原因を考察し、今後の展望を示す。

「華人は違法賭博や売春で荒稼ぎしている」、「華人がコーランを燃やしたらしい」、「華語学校、タミル語学校を廃止しろ」。

二〇一四年一月下旬、ナジブ・ラザク首相が率いるマレーシアの与党・統一マレー人国民組織（UMNO）が開催した年次総会で、異民族、異教徒への差別意識を丸出しにした発言が相次いだ。

マレーシア社会は、マレー人（五五％）とその他の先住民民族（カダザンドウスン、イバン他。一三％）、華人（二五％）、インド人（七％）からなる多民族社会である（参考文献①）。この国の政府が先住民民族を優遇してきたことは、「ブミプトラ政策」ということばとともに日本でもよく知られている。UMNOは、ブミプトラのうち八割を占めるマレー人の政

党であり、与党連合・国民戦線の第一党としてブミプトラ政策を主導してきた。

それでもこれまでは、UMNO党総会の場で幹部がこぞって異民族を非難するなどということはなかった。というのも、UMNOは異民族の友党と連携することで長期政権を維持してきたからである。華人を支持母体とするマレーシア

華人協会（MCA）とマレーシア人民運動党（グラカン）、インド人政党的マレーシア・インド人会議（MIC）などの協力がなければ、UMNOは安定政権を築き得なかった。現在、連邦議会下院におけるUMNOの議席は、定数二二二のうち八八に過ぎない。

ところが今回の党総会では、国民戦線の幹部会に参加するMCAとMIC、グラカンの指導者をU

MNOが選ぶべきだという意見まで飛び出した。友党の組織的自律性をないがしろにした暴論である。

この党総会においてナジブ首相は、二年前に自身が約束した扇動法の廃止を撤回し、逆に同法を強化する方針を示した。扇動法は、憲法で保障された宗教的、文化的権利などに疑義を呈することを禁じた法律である。今回ナジブが、言論の自由を制約する悪法として知られるこの法律の維持・強化を決めたのは、過激化するUMNOのレイシズムを鎮めるためではない。現行体制を守るには扇動法を維持する必要があるという、党内の声に押された結果なのである。

マレーシアの政局は表面的には穏やかで、だから日本のマスメディアに大きく取りあげられることもない。しかし、いまマレーシア

●第一次ナジブ内閣の政策

ナジブが第六代の首相に就任したのは二〇〇九年四月三日であった。この日ナジブは、「マレーシアを刷新する取り組みに加わって下さい。ひとつのマレーシアを築き上げましょう」と国民に呼びかけた。第一次ナジブ内閣における「刷新」の焦点は、「ワン・マレーシア」(Malaysia)のスローガンのもとに進められた民族融和策と、思い切った政治的自由化の推進にあった。

首相として初めて議会で答弁した日にナジブは、ワン・マレーシアの標語のもとでの目標は二〇二〇年までの先進国入りであり、そのためには国民の調和を実現するとともに、低所得層が開発政策から取り残されないようにすることが必要だとの考えを示した。

この考えは、中長期の開発政策に反映される。二〇一〇年三月、ナジブ政権が設立した国家経済諮問評議会（NEAC）が、二〇二〇年までの開発政策の指針を示した文書『マレーシアの新経済モデル』（以下、NEM）を発表した。NEMは、一人あたりの国民所得を当時の七六〇〇米ドルから二〇二〇年には一五五〇〇米ドル以上に引き上げると謳った、いわば「所得倍増計画」である。同時にそれは、四〇年にわたって政府の開発方針であり続けたブミプトラ政策からの転換の必要性を唱えた画期的な政策文書であった。

NEMはブミプトラ政策について、民族間格差の是正には寄与したものの、レント・シーキング（利権の追求）をもたらしたと率直に認めた。加えて、「富とは株式所有だけを意味するのではないのだから、ブミプトラの株式保有比率を三〇%に高めるという目標に、以前考えられていたほどの意味はない」とし、一九七三年の第二次マレーシア計画中間報告書で設定された政策目標がもはや有効ではないことを認めた。そのうえで、民族別割当制を段階的に廃止し、下位四〇%の世帯所得の引き

上げをアフアーマティブ・アクションの目的とすることを提言した。「それは低所得層の者を平等に扱う。アフアーマティブ・アクションは、資源にアクセスする資格をもつ者ならば、すべてのエスニック集団を平等と見なす」（参考文献②、一三六ページ）。

NEMはナジブ政権の長期開発政策に採用され、二〇一一年からの五年間を対象とする第二〇次マレーシア計画（一〇MP）にその方針が反映された。一〇MPでは、二〇〇九年時点で一四四〇リンギ（四〇九米ドル）だった下位四〇%層の平均月額世帯所得を二〇一五年には二三〇〇リンギに引き上げるという目標が設定された。五カ年計画において、民族にかかわらず低所得層の所得を一定水準に引き上げるという目標が設定されたのは、これがはじめてである。資本保有構造の再編については、一〇MPではブミプトラ保有株三〇%を目指すという目標が残されたものの、それに重点を置いた過去の政策からの転換を図ることが改めて強調された。実際、ナジブは首相就任後まもない二〇〇九年六月三日に、上場企業に対して株式の三〇%をブミプトラに割り

当てることを義務づけた規制を廃止していた。この制度改正により、企業は上場の際に株式の二一・五%をブミプトラに割り当てればよく、上場後にこの水準を割り込んでも構わないことになった。このときナジブは、ブミプトラの資本参加促進を目的に政府系資産運用会社エクイナスを新たに設立することを併せて発表している。同年九月に発足したエクイナスは、民間から資金を集めて有望な上場企業に投資する会社である。ブミプトラ企業に投資するのが主目的であるが、利潤を確保するため

に非ブミプトラ企業にも投資する。ナジブ政権は、レント・シーキングの温床になっていた割当制を廃して、より市場原理に沿ったかたちでのブミプトラ企業家育成を目指したのである。ワン・マレーシアのスローガンのもとで、ナジブ政権はさまざまな社会政策を実施した。とりわけ国民生活へのインパクトが大きかったのは、二〇一二年に始まったワン・マレーシア国民支援（BR1M）プログラムである。BR1Mは低所得層に対する現金給付政策であり、開始当初は月収三〇〇リンギ未満の世帯に五〇〇リン

ギの一時金を支給した。二〇一二年時点での平均世帯月収は五〇〇リンギちよūd、中央値は三六二六リンギであり、BR1Mの支給対象は三四〇万世帯に及んだ。二〇一三年には二一歳以上の独身者で月収二〇〇リンギ未満の者にも二五〇リンギを支給し、さらに二〇一四年には、月収三〇〇リンギ未満の世帯への支給額を六五〇リンギに引き上げ、三〇〇リンギ以上四〇〇リンギ未満の世帯にも四五〇リンギを新たに支給、独身者への支給額を三〇〇リンギに引き上げた。結果、BR1Mの支給対象は六九〇万の世帯・個人に拡大し、政府の総支出額は二〇一二年の一八億リンギから二〇一四年には四六億リンギに増えた（参考文献③、④）。

ほかにも、中間層（世帯月収二五〇〇〜七〇〇〇リンギ）を対象に住宅を供給するワン・マレーシア国民住宅（PR1MA）事業、一回一リンギで診療を施すワン・マレーシア・クリニックの建設、日用品を安価に販売するワン・マレーシア国民ショップ（KR1M）の開設、低所得の高齢者、障害者らに一〇〇〜四五〇リンギを支給するワン・マレーシア国民福

祉プログラム (KARRISSMA) の導入、高等教育機関の学生に書籍購入券を支給するワン・マレーシア書籍補助 (BBIM) の導入など、さまざまな施策が実施された (参考文献⑤)。これらの施策はいずれも、民族の枠組みにとられず、低所得層や都市中間層、学生、高齢者といったグループをターゲットとする福祉政策である。

第一次ナジブ内閣は政治改革にも積極的に取り組んだ。二〇一一年九月一五日の演説でナジブ首相は、市民の自由権を制約する法律を廃止・改正する方針を示した。なかでもとくに重要だったのは、裁判抜きで二年間の拘留を認める国内治安法の廃止と、国際的な水準の集会の自由を認めるための警察法改正を明言したことである。

国内治安法は、共産ゲリラ対策のために一九六〇年に制定されたものだが、政府指導者の政敵や批判者を拘禁するためにも利用され、抑圧的な悪法として国際的に知られていた。ナジブの約束どおり、二〇一二年四月にはこの法律が廃止され、かわって治安違反 (特別措置) 法が制定された。新たな法律では、拘留期限が二八日間にまで短縮されている。また、一九六

六年、一九六九年、一九七七年の非常事態宣言が撤回され、一九六九年の非常事態 (公的秩序と犯罪防止) 勅令が廃止されたため、この政令にもとづく予防拘禁もできなくなった。

集会に関しては、従来は刑法と警察法の規定によって、五人以上が参加する集会を開催するには警察の事前許可が必要とされた。これが、二〇一一年一月に平和集会法が制定されたことにより、原則的には、主催者は開催の一〇日前までに警察に通知するだけで済み、許可を得る必要はなくなった。このほか、出版機・印刷物法の改正によって、新聞・雑誌を発行する者に一年ごとの免許更新を義務づけた制度が廃止され、大学・ユニバーシティカレッジ法の改正によって学生の政党活動への参加が合法化されるなど、二〇一二年半ばまでに大幅な政治的自由化が実現した。さらにナジブ政権は、同年七月、扇動法を廃止して新たに国民調和法を制定するとの方針を発表した。

●二〇一三年総選挙後の転換

ところが冒頭でみたように、二〇一三年五月の総選挙を境に、ナ

ジブ政権の政策は民族融和と政治的自由化を基調としたものからマレー民族主義、権威主義の方向へ逆戻りし始めた。

総選挙から四カ月後の九月一四日、ナジブ首相はブミプトラ経済強化アジェンダを発表した。この新たな政策パッケージでは、ブミプトラの人材育成、株式所有の拡大、非金融資産 (おもに不動産) の拡大、企業家精神の育成、政策実行システムの強化という五つの目標が設定され、それぞれについて目標の実現に向けた具体策が盛り込まれた (表1)。今回の目玉ともいえるべき事業は、国営持株会社PNBによる新たな投資信託スキームASB2の設立と、起業支援スキーム (SUPERB) の立ち上げである。

ASB2は、ブミプトラだけに購入を認める低リスク・高利回りの金融商品の第二段であり、一口一リンギで一〇〇億口の販売を予定している。一人あたりの購入上限は、一九九〇年に発売された第一弾のASBでは二〇〇〇リンギだったのに対し、ASB2では二〇万リンギに引き上げられた。

SUPERBは最大五〇万リンギの事業開始資金をブミプトラ企

業家に融資するスキームである。企業家育成に関しては、二億リンギ規模の事業拡張基金の新設と研修プログラムの導入が追加策として翌年三月に発表されている。

これらを除くと、ブミプトラ経済強化アジェンダに掲げられた具体策のほとんどは既存事業の強化策である。そのため、さほど重大な政策変更ではないとみられることもできよう。ただしブミプトラ経済強化アジェンダの発表を機に、政府はブミプトラ政策を着実に実施するための努力を強化した。首相を議長とするブミプトラ経済評議会 (MEB) を設置し、月に一度のペースで会合を開いて政策実施状況を監視している。MEB会合の後には、ナジブ自身が記者会見で政策の成果を報告する。ワン・マレーシアを強調していた頃と比べると、ナジブ政権のブミプトラ政策にかける意気込みは明らかに高まったといえる。

ブミプトラ経済強化アジェンダ発表の一〇日後、政府はこれまでの政治的自由化の流れに逆行する二つの法案を下院に提出した。ひとつは犯罪防止法の改正法案で、この改正により、治安維持や犯罪防止の目的で容疑者を裁判なしに

表1 ブミプトラ経済強化アジェンダ (Bumiputera Economic Empowerment Agenda)

<p>1. 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●低学歴・低技能の青年向け研修施設の強化と研修プログラムの拡充。 ●未就労大卒者研修プログラムの増員。 ●重要部門、ハイテク部門の高度人材育成を目的とする大学既卒者向け教育プログラムの拡大。 ●会計士、専門医師、建築家、エンジニア、保険数理士など専門家向け研修の拡充。 	<p>会社化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市部での住宅、商工業施設開発の支援を目的とする都市開発公社 (UDA) の強化。
<p>2. 株式所有の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国営持株会社 PNB (Permodalan Nasional Berhad) による新たなブミプトラ投資信託スキーム (Amanah Saham Bumiputera 2 : ASB2) の設立 (100億口)。2014年4月2日に1口1リングで販売を開始 (購入上限は20万口)。8月15日までに5万3345人に計10.7億口を販売。 ●ブミプトラ企業に対する上場支援事業を首相府のブミプトラ・アジェンダ指導局 (Teraju. 2011年2月設立) から政府系資産運用会社エクイナス (Ekuiti Nasional Berhad: Ekuinas. 2009年9月設立) に移管して強化。2014年11月までに10社が支援を申請。 	<p>4. 企業家精神の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貧困世帯向けマイクロ・クレジット基金 (Amanah Ikhtiar Malaysia) に5年間で3億リングを追加支給。受給者を35万人から2015年までに50万人に増やす。 ●農業・農業産業関連省傘下のブミプトラ企業家支援機関 (TEKUN Nasional) に7億リングを追加支出。支援対象企業を2013年の27万社から2015年には37万社に拡大。 ●政府系企業のブミプトラ・バンダー育成プログラムの強化 (2014年8月までに17社をアンカー企業に指定)。政府系企業の調達等におけるブミプトラ参加率目標の設定と、経営者業績評価基準への組み込み。 ●省庁、政府系企業による大型事業での入札でブミプトラ企業を優遇。 ●ブミプトラ起業支援スキーム (SUPERB) を設置し、3年間で1億リングを割当。SUPERBは最大で50万リングの事業開始資金を融資。
<p>3. 非金融資産の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府系不動産会社ブミプトラ不動産投資 (Pelaburan Hartanah Berhad) などを通じた戦略的立地における商工業用地の開発・取得。 ●中所得層向け住宅供給を目的に2012年に設立した政府系住宅供給会社のワン・マレーシア国民住宅 (PRIMA) 社などを通じたブミプトラ向け住宅供給の拡充。 ●政府系企業によるブミプトラ向け不動産開発の強化。 ●イスラム基金 (Malaysian Wakaf Foundation) の 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブミプトラ事業拡張基金を設置し2億リングを割当 (2014年3月10日発表)。技術系企業の事業拡張に融資する。 ●ブミプトラ青年企業家育成プログラム (TUNAS) 設置し1000万リングを割当 (2014年3月10日発表)。研修・支援により500人の企業家の育成を目指す。 <p>5. 政策実行システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全省にブミプトラ開発局 (UPB) を設置。

(出所) 新聞報道、政府関連機関ウェブサイト等をもとに作成。

た。違法な情報漏洩行為の定義がきわめて曖昧であることから、情報にかかわる国民の権利を侵害するものとして強い反発を招いた。これらの法改正にとどまらず、政府は実際に強権をふるって批判者を次々に逮捕・起訴している。総選挙が実施された二〇一三年五月には、講演会場で選挙結果に疑義を唱えたなどの理由で、野党・人民公正党 (PKR) のティアン・チュア副総裁補 (下院議員) ほか五人が扇動の容疑で逮捕・起訴された。

二〇一四年に入るとこの動きが加速し、三月にティアン・チュアが再び扇動容疑で起訴されたのを皮切りに、同じくPKR副総裁補のスレンドラン下院議員、野党・民主行動党 (DAP) のテレサ・コック下院議員、マラヤ大学法学部のアズミ・シャロム講師など、一〇月末までに一人が立て続けに起訴された。起訴には至らなかつたが、政治家やジャーナリスト、あるいはフェイスブックで発信した市民が扇動容疑で警察の取り調べを受けたケースがこの他に少なくとも一二件ある。政府やUMNOの批判、あるいはスルタンやイスラム教に関わる発言が扇動にあ

二年間拘留することが可能になった。かつての国内治安法では内務大臣の判断で裁判なしの拘留ができたのに対し、改正された犯罪防止法のもとでは裁判官を長とする

五名の犯罪防止委員会が設置され、同委員会の判断によって拘留が行われるという違いがある。しかし、野党はこれを国内治安法や非常事態勅令の代替物とみなして強く批

判した。もうひとつは刑法の改正案で、職務上知り得た情報を漏らした者に一〇〇万リングの罰金ないし一年以下の禁固または双方を科すという新たな条項が加えられ

たるとみなされたものがほとんどで、華人を攻撃する発言で起訴された事案は一件しかなかった。

扇動容疑による相次ぐ逮捕は国際的な非難の的となっている。九月には国連人権高等弁務官事務所が扇動法の恣意的運用に対する懸念を表明し、一〇月には国連人権専門家のグループが同法の廃止を求めた。アメリカ政府も同様に相次ぐ逮捕への懸念を表明し、ナジブ政権に対し扇動法廃止の約束を履行するよう求めた。

●政策転換の背景

このようにナジブ政権の政策は、二〇一三年の半ばを境に大きく転換した。では、その原因は何か。政策転換のタイミングからみて、二〇一三年に行われた二つの選挙が影響したと考えられる。

ひとつは五月の第一三回総選挙である。この選挙によって、現行体制下での民族融和・政治改革路線が与党の党勢回復に結びつかなかったことがはっきりしてしまった。

そもそも第一次ナジブ内閣が「ワン・マレーシア」を強調し思い切った政治的自由化を断行したのは、二〇〇八年総選挙で失われた都市中間層の支持、とりわけ華人

の票を取り戻すためであった。二〇〇八年総選挙では、下院で初めて国民戦線の議席が三分の二を割り込み、全一三州のうち首都圏のスランゴールと第二の都市ベナンを含む五州の州議会選挙で野党が勝利するなど、野党が大躍進を遂げた。その結果、当時のアブドラ首相は不本意な早期退任に追い込まれている。替わって首相に就任したナジブにとって、この選挙で失った都市部の票を取り戻すことが喫緊の政治課題であった。

そこでナジブが採った戦術が、野党側の公約を自ら実行することであった。民族にこだわらない再分配政策は、二〇〇八年総選挙で躍進して野党第一党となったアンワル・イブラヒム元副首相率いるPKRの公約であり、国内治安法の廃止や集会の自由の保障など政治的自由化の推進はDAPが長らく掲げてきたアジェンダであった。

だが選挙対策としては、この戦術にはまったく効果がなかった。二〇一三年総選挙では都市住民の支持を取り戻すことができず、とくに華人有権者の間では野党への傾斜がますます進んだ。その結果、二〇〇四年には四二（定数の一九二二％）にのぼったノン・マレー

与党三党（MCA、MIC、グラカン）の議席は、二〇一三年には一二（同五・四％）にまで落ち込んだ。選挙後には、MCAとグラカンの指導者が入閣を拒んだため、第二次ナジブ内閣は実質的に「ブミプトラ内閣」となった。二〇一四年六月には両党の指導者が再び入閣したものの、ナジブ首相が他党との事前協議なしに扇動法の維持を決めるなど、ノン・マレー与党の存在感はきわめて薄い。

第一次ナジブ内閣の民族融和・政治改革路線が期待された効果をあげなかったのは、それが不十分だったからなのかもしれない。しかし、この路線をさらに押し進め、次の選挙で国民戦線への支持を取り戻せるという保証はない。その一方、もし副作用でいま保持しているマレー人の票が減れば政権を失いかねない。UMNOには、もはやリスクを冒して華人の支持回復を図る余裕がなく、政権党であり続けるためには手元に残ったマレー人の支持をつなぎ止めておくことこそ至上命題だという判断に至ったのではないか。

もうひとつの選挙は、二〇一三年一〇月に行われたUMNOの中央役員選挙である。今回の役員選

挙は、二〇〇九年の党規約改正後をはじめ実施される画期的な選挙であった。投票人の数が、従来の二五〇〇人から約一五万人にまで増えたのである。また、事前に一定割合の支部から指名を得ることを選候補の条件に課した規定（総裁選の場合は三〇％）も廃止された。これまでUMNO総裁選挙は、現職に対して対抗馬が立たず無投票に終わるのがほぼ慣例であった。結果的には今回も無投票に終わったものの、ルールが変更されたためにナジブに挑戦する者が現れてもおかしくない状況であった。

UMNOが中央役員選挙のルールを改正したのは、党内金権政治を抑制するためだ。投票人が二五〇〇人ならば買収が可能だが、一五万人になれば不可能になるという理屈である。このルール改正が実施されたのは二〇〇九年一〇月、すなわち第一次ナジブ内閣の初期にあたる。これもまた、政治改革によって支持回復を図る戦術の一端だったのである。

このルール改正そのものはUMNOにおける党内民主主義の促進と評価できるが、総選挙での支持回復に失敗し党首の責任を問う声があがるという状況に陥ったため

に、結果として党内ポピュリズムともいべき現象を促進することになった。ナジブがブミプトラ経済強化アジェンダを発表したのは、中央役員選挙立候補締め切りのちようど一週間前にあたる。このタスキミングで新たなブミプトラ優遇政策を発表したのは、役員選挙対策の一環と考えて間違いなからう。

たとえば、新たな投資信託スキームASB2は誰の利益になるのか。マレー人世帯の五五%は金融資産をまったく持つておらず(参考文献⑥、五〇ページ)、これらの庶民は受益者になり得ない。ASB2の販売は二〇一四年四月に始まり、八月一五日までに一〇・七億口を売り上げた。この時点で購入者は五万三三四五人だから、一人あたりの平均購入額は約二万リンギ(六八万円)である。ASB2を買うのは生活に余裕のあるアップーミドルより上の階層であり、UMNO下級幹部の多くもここに位置する。

扇動法の維持も、UMNOの地方幹部が願ったものであった。扇動法による逮捕が相次ぐなか、二〇一四年九月五日にUMNO最高評議会評議員のシャヒダン首相府相が、同党の一九一の支部

(division)のうち一六一支部は扇動法の維持を求めているとの調査結果を発表した。この数時間後にナジブは、扇動法を廃止し国民調和法を制定すると述べて従来の方針を維持する姿勢を示したが、翌日以降も党青年部などから黨員の希望どおり扇動法を維持するよう求める声があがる。党年次総会が近づくと扇動法維持を求める意見が続出し、冒頭でみたように開会演説でナジブが同法の維持・強化を宣言するに至った。

●端の連合VS中間層

ナジブ首相は、革新的な政策によって有権者の支持を取り戻し、野党に対する優位と党内での指導力を確かなものにしようとしたが、結果的にこの賭けに敗れ、UMNOの下からの圧力に流される弱いリーダーになってしまった。いま、UMNOがますますエスノセントリック(自民族中心主義)になっていくのを抑えることができる指導者は見当たらない。ナジブ政権はこのままマレー民族主義の傾向を強め、批判者は扇動法でねじ伏せるといふ政治を続けていくのだろうか。与野党の性質と力関係から推測すると、その公算が高いと

いえそうだ。

長らくマレーシアの政党システムは、すべての主要エスニック集団を包括する巨大与党連合・国民戦線を中心とする一党優位制であった。これが二〇〇八年総選挙を経て、汎マレーシア・イスラム党(PAS)とPKR、DAPからなる野党連合・人民連盟と、国民戦線とが並び立つ二大政党連合制へと変質したといわれた。二〇一三年総選挙を経たいまもこの状況が続いている。ただし、前述のとおり民族構成の点で国民戦線は、様変わりした。現在の国民戦線は、実質的に、UMNOとサバ、サラワクのブミプトラ系地方政党からなるブミプトラ政党連合だといっても過言ではない。他方、人民連盟の側ではPKRにかわって華人主体のDAPが最大党派になった。この状況下で、もし民族問題が唯一の政治的対立軸であったとしたら、数に劣るノン・ブミプトラの側は圧倒的に不利な立場に置かれることになる。そうならないのは、国民戦線と人民連盟の対立には階級性が含まれているからだ。所得階層別にみると、低所得層は政府・与党を支持する傾向が強い。世論調査機関「ムルデカ・

センター」の調査では、所得が低い人ほど首相を支持するという傾向が一貫してみられる(参考文献⑦)。エリートが低所得層を取り込んだこの関係性を、インド政治における類似の現象を捉えた表現(参考文献⑧)にならって「端の連合」と呼ぶことにしよう。対する人民連盟は、マレー人をも含む都市中間層から幅広い支持を集めることによって躍進した。

ナジブ政権は中間層の票を取り戻そうとして失敗し、端の連合の維持を確かなものとするための政策へと力点を移した。都市・農村間の一票の格差が大きいため、端の連合の解体を予防できれば、かつての党勢を取り戻すことはできずとも国民戦線が政権を維持できる見込みが高くなる。

ナジブ政権の経済政策をみるかぎり、端の連合VS中間層の構図はしばらく続きそうである。最近の政策には、中間層の利益を犠牲にして低所得層とエリートに分け前を配るといふ性質があるからだ。

ナジブ政権はBR1Mを典型例とする低所得層向け再分配政策に力を入れてきたが、一方では財政再建のために二〇一五年四月から一般消費税である物品サービス税

(GST)を導入することを決めた。GSTは六%に設定され、米や生鮮食品など生活必需品は対象外となる予定である。さらに政府は、二〇一三年一〇月に砂糖補助金の撤廃を決め、二〇一四年一二月にはガソリンとディーゼル油に対する補助金をも撤廃した。これらは車を所有するような中間層から取って低所得層に配る政策といえる。

燃料などに対する補助金は消費量の多い富裕層を利用する政策であり、ターゲットを定めて支援する政策の方が再分配政策としては適切だと政府は説明する。一理ある考え方ではあるが、ガバナンスを改善しないかぎり、中間層にとってみればGSTの導入や補助金削減は政治的なコネをもつ者に配るために自分たちから奪う政策にみえるだろう。先のUMNO年次総会では、党支部長が政府調達に関して特定の業者を支援するために政府関係者に働きかけることを禁じた通達を撤回せよとの要求が公然となされており、政官財の癒着は当面なくなりそうにない。端の連合VS中間層の構図のなかでやや優位にある国民戦線が、旧態依然としたクライエントリズムと言論

抑圧の政治を行うという状況がしばらくは続くだろう。

ただし、国民戦線と人民連盟のどちらも内部の結束は盤石とはいえず、将来、大規模な政界再編が生じる可能性も否定できない。国民戦線においては、宗教問題や石油ロイヤリティの分配、外国人への市民権付与などをめぐり、UMNOとサバ、サラワクの政党との利害対立が先鋭化している。両州では分離独立を唱える団体が出現しており、これを封じ込めることがナジブが扇動法を維持・強化する動機のひとつになっている。人民連盟の側では、スランゴール州首相の交代などをめぐってPASとPKR、DAPの対立が深刻化した。

最大の不安定化要因はイスラム刑法問題である。二〇一四年五月一日にブルネイがイスラム刑法を施行するのにあわせて、PASがクランタン州でのイスラム刑法施行を可能にするための法案を連邦議会に上程する動きをみせた。イスラム刑法の施行にはDAPが非常に強く反対しており、もしPASが法案を議会に提出すれば人民連盟が解体するのは確実であった。加えて国民戦線側でも、UMNO

からは明確な反対論はほとんど出ずむしろイスラム刑法の導入を支持する声が多く出た。今回はPASが法案提出を見送ったために大事には至らなかつたが、もし法案が上程されていたら、国家の性格を変えるような大規模な政界再編・政策変更に突き進んでいたかもしれない。

国民戦線が弱体化し首相の求心力が低下した状況において、いまは旧態依然の政治が続いているものの、この先のマレーシアについては、平和的な政権交代からイスラム国家化にいたるまで、幅広いシナリオを想定しておく必要があるだろう。

(なかもろ まちし/アジア経済研究所 東南アジア研究グループ)

《参考文献》

- ① Department of Statistics, Malaysia, *Population and Housing Census of Malaysia 2010: Population Distribution and Basic Demographic Characteristics*, Putrajaya: Department of Statistics, Malaysia, 2011.
- ② National Economic Advisory Council, *New Economic Model for Malaysia Part I: Strategic Policy Directions*, Kuala Lumpur: Peretakan Nasional Malaysia Berhad, 2010.
- ③ Department of Statistics, Malaysia, *Household Income and Basic Amenities Survey Report 2012*, Putrajaya: Department of Statistics, Malaysia, 2012.
- ④ Kazanah Research Institute, *The State of Households*, Kuala Lumpur: Kazanah Research Institute, 2014.
- ⑤ フン・ブレイシア事業紹介サイト <http://www.lmalaysia.com.my>.
- ⑥ UNDP, *Malaysia Human Development Report: Redesigning an Inclusive Future*, Kuala Lumpur: UNDP, Malaysia, 2014.
- ⑦ http://www.merdeka.org/pages/02_research.html.
- ⑧ 中溝和弥『「ムンム」暴力と民主主義——党優位支配の崩壊とアインティティの政治』東京大学出版会、二〇一二年。